並 東京大学大学院情報学環

社会情報研究資料センターニュース

第26号 (2016.3月)

	「社会のための、社会の中の地質学者」	栃内文彦	1	
目	デジタル・ヒストリーと制度	宮本隆史	7	
次	マイクロフィルム保存環境の改善	上田公一	13	
	センター情報		15	



書庫1階 中性紙舟箱に収納されたマイクロフィルム (平成27年10月

「社会のための、社会の中の地質学者」

栃内文彦

1. はじめに

「社会のための科学」「社会の中の科学」が明確に言われ るようになって10年以上になる。日本においては、科学 技術基本計画第1期(1996-2000年度)において、「科学技 術が国民から理解されにくい、離れた存在となることは、 人間・社会生活を豊かにするという科学技術本来の使命か らして、あってはならないことである」1)と述べられ、「社 会のための」が「人間・社会生活を豊かにするという…使命」 として、「社会の中の一が「国民から…離れた存在となる ことは…あってはならない」として、それぞれ示された。 続く第2期(2001-05年度)では、これらの観点は、「我が 国の人文・社会科学は、これまで科学技術と社会の課題に 取り組む点で十分とは言えなかった。今後は、『社会のた めの科学技術、社会の中の科学技術』という観点に立った 人文・社会科学的研究を推進し、その成果を踏まえた媒介 的活動が活発に行われるべきである」と、明示的に示され るようになった²⁾。さらに、2013年には、日本学術会議が 1月に決定した「科学者の行動規範」改訂版で「科学と科 学研究は社会と共に、そして社会のためにある」ことがは っきりと示された 3 。最近では、科研費の申請書類にも「研 究成果を社会・国民に発信する方法…について…具体的か

1 第1期科学技術基本計画第1章 IV「科学技術に関する学習の振興と幅広い国民的合意の形成」。全文は < http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/kihonkei/honbun.htm>などを参照。

つ明確に記述してください」という項目が設けられている。 科学者たちが自らの営みを社会的文脈の中にどのように 位置付けているのか(「社会のため」「社会の中」をどのよ うに意識し、実践しているのか)、各分野の特徴を比較し てみるのは、STS的に面白いだろう。本稿では、日本の 地質学者たちがどのように考えているのかを窺わせるエピ ソードを幾つか紹介してみたい。

2. 社会のための...

筆者も携わっている科学技術倫理教育では、理学・工学系の学生に「公衆の安全・健康・福利を最優先しなければならない」と説く。この「公衆の安全」に関して、筆者が知己を得た地質学者から類推する限り、彼らの多くが「(地質現象に起因する)災害から人々を守る」というように具体的な責任感を有しているようである。

2.1. 地学に携わる者としての責任: 今井功

今井功 (1925-2006) は、そのような地質学者の一人である。今井は、1947年から82年まで、地質調査所で日本各地の地質図幅調査に従事した。その後、1982年から91年まで岩手大学教育学部の教授として地学教育に携わった。地質学史家としても知られ、『黎明期の日本地質学』(ラティス,1966)等を著した他、東京地学協会の日本地学史編纂委員会4)委員長を務め、さらに、地質学史懇話会5)の設立 (1994年) にも関与した。

筆者は、日本地質学史の研究を進めるうえで、晩年の今井と研究会などで直接話をしたり、手紙などのやり取りをしたりしたことがある。2002年初夏、今井から、筆者が

² 第2期科学技術基本計画第1章第4節(1)「科学技術と社会のコミュニケーション」。全文は http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.html などを参照。第2期基本計画が定められる前の1999年には、6月26日から7月1日にかけて開催された世界科学会議(通称ブダペスト会議)の最終日に「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」が採択され、その中で"science in society and science for society"が「Science for the Twenty-First Century」に必要な観点として明示されている。なお、「Science for the Twenty-First Century」は同会議のテーマである。宣言の全文は http://www.unesco.org/science/wcs/eng/declaration_e.htm などを参照。

³ 日本学術会議:「科学者の行動規範 改訂版」。全文は http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1. pdf> を参照。

⁴ 東京地学協会内に設けられ、1992年より協会誌『地学雑誌』に「『日本地学史』稿抄』を年に1回連載している。同稿抄のこれまでの公開状況は http://www.geog.or.jp/profile/research.html#1 を参照。

⁵ JAHIGEO (Japanese Association for the History of Geology)。ユネスコ機関の一つ国際地質学史委員会 (INHIGEO: International Commission on the History of Geological Sciences) の下部組織となっている。

2002. 7. 13

栃内文彦 様

台風一過と言いたいところですが、その爪痕は岩手県下に広く刻まれました。洪水、山崩れなどが多発して、地学に携わる者として、日頃の怠慢に責任を感じさせられました。

さて、このたびは下記の別刷り及びプリントをご恵贈いただきまして、有り難うございました。厚く御礼申し上げます。

貴兄のこれまでのN. L. Bowen の火成岩成因論に関連する論説を拝見して、 大変勉強させていただきました。その当時、 Bowenと同時代の Eskola や Niggliの学説がどの程度日本で理解されていたかを考えると、地質学の教育 ・研究体制の著しい立ち遅れを感ぜざるを得ません。後進国の悲哀というか、 自力でものを考える教育が日本では軽視されたからだと思います。

しかし Bowenの火成岩成因論は、日本ではマグマの分化という漠然とした 意味から、地震学や火山学、鉱床学などにも強い影響を与えました。

私は独自の道を歩んだ神津俶祐の地学史的研究が、今後の重要なテーマではないかと思っております。

以上、余計なことを書き連ねましたが、ますますのご活躍を期待しております。

記

第二次大戦後の日本地質学会における"歴史性論争" - 船橋三男は"歴史 主義者"だったのか? -

火成岩の成因研究からみる1950年代の日本岩石学界の様子

今井功

図1 今井の筆者宛の手紙

冒頭、台風による自然災害について「地学に携わる者として、日頃の怠慢に責任を感じさせられました」と記されている。(資料複写・修正:栃内文彦)

今井に拙論別刷りなどを送ったことに対する返信が届いた(図 1)。返信の日付は 2002 年 7 月 13 日であるが、ちょうどその頃、台風 6 号が大雨をもたらしており、特に岩手県に甚大な被害を与えた 6 。手紙の冒頭で、今井は次のように述べている。

台風一過と言いたいところですが、その爪痕は岩手県下

6 2002 年 の 台 風 6 号 に よ る 被 害 に つ い て は、 例 え ば、 httml を参照。なお、今井は岩手県内に居を構えていた。

に広く刻まれました。洪水、山崩れなどが多発して、地学に携わる者として、日頃の怠慢に責任を感じさせられました 7 。

確かに、今井は上述のように長年にわたって地質調査を行っていた。しかし、一線を退いて10年以上も経っている。しかも、この手紙は筆者が別刷りなどを送ったことへの礼状に過ぎず、かつ、筆者と今井の間に深い師弟関係があったわけでもない。にもかかわらず、

⁷ 今井功:筆者宛の手紙, 2002年7月13日.

一般的な時候の挨拶ではなく、このようなことを記す ということからは、(引退したとはいえ) 地質学の専門 家としての社会的責任を強く持ち続けていたことが窺 える。

2.2. 万が一を考え地震発生の可能性を強調:伊東敬祐

防災などの観点から安全を重視するという姿勢がはっきりと読み取れる例をもう一つ紹介しよう。伊東敬祐(1935-)は、東京大学工学部(鉱山学科)、同大学院数物系研究科地質学専攻卒業後、同理学部および神戸大学理学部で地球物理学の研究を続けた。その後、複雑系科学の研究に転じ、さらに、2000年から2004年まで公立はこだて未来大学の初代学長を務めた。

筆者は、2006-07 年度にかけて、地質学研究に関わったことのある研究者 10 名に聞き取り調査を行った 80。その一人が伊東である。社会的責任を感じたことがあるかどうか、あるとしたらどのような責任を感じたか、という筆者の問いに対して、伊東は阪神淡路大震災を体験したことで、それを強く意識するようになったとして、次のように述べた。

[地震の発生確率について、「いつ起きても不思議はない」 といった言説は、人々に過剰な不安を抱かせることになら ないだろうか、という文脈の話で]ある地域について、こ れから30年以内に地震が起こる確率が1%だ、5%だと言 ったって、全然素人には分からないだろう。それに対して どういう対策を取るかというと、「地球物理学の研究をし ていた] 私だって分からない。けれども、過去の地震災害 を見ると、それらの地域でどれくらいの災害が起こったの かは分かる。だから、その程度の災害が起こるかもしれな いと意識することが、やはり必要だと思う。東海地震も、 起こっても不思議ではないが、ゆっくりとプレートが滑る ことでエネルギーが解放されて起こらないかもしれない。 しかし、万が一を考えれば、どちらの可能性を強調するか といったら、起こっても不思議ではないということを強調 すべきだと思う。「起こらないかもしれない」では、万が 一に備えた対策を何もしないことになるだろう ⁹⁾。

伊東は、阪神淡路大震災で自分の教室の学生と職員を亡くしており、「地震というのは冷酷ですね」¹⁰⁾ とも述べている。「狼少年」的に見なされることになっても、万が一に備えた対策を進めるために地震発生の可能性を強調することは地質学に携わる者の義務であると考えていることが良く分かる。

3. 社会の中の...

科学技術コミュニケーションとは、北海道大学の科学技術コミュニケーター養成ユニット (CoSTEP) によると「科学技術の専門家と市民との橋渡し」¹¹⁾、東京大学の科学技術インタープリター養成プログラムによると「科学と社会をつなぐ架け橋」¹²⁾ である。科学技術コミュニケーションの重要性が特に言われるようになったのは第2期科学技術基本計画の末頃からであるが¹³⁾、地質学者の多くが、それより以前から、科学技術と社会の間に橋を架ける活動に積極的に関わっていた。

3.1. 地質学者として社会に役立つという視点:八木健三

八木健三 (1914-2008) は、東北帝国大学理学部を卒業後、岩石学者として 1935 年から 78 年まで、東北 (帝国) 大学および北海道大学で実験岩石学の研究を行なった(北大定年退官後は、88 年まで北星学園大学教授)。八木は北大在職中から自然に親しんでいたが ¹⁴⁾、北大定年退官後は80 年から 90 年まで北海道自然保護協会会長を務めるなどして自然保護や環境保全に注力し、1995 年には『北の自然を守る―知床、千歳川そして幌延』(北海道大学出版会、1995。図 2) を著している。

八木の自然保護・環境保全活動に取り組む姿勢は、まさに「科学技術の専門家と市民との橋渡し」であり「科学と 社会をつなぐ架け橋」だった。八木の没後すぐに開催され

⁸ JSPS 科研費 (課題番号 18700673) の助成を受けて行った。

⁹ 伊東敬祐:筆者による聞き取り調査記録,2007年2月26日(於公立はこだて未来大学東京サテライト)。なお、原文が会話の聞き取り記録であることから、逐語ではなく、筆者による加除訂正を加えて引用している。

¹⁰ 同上。

¹¹ CoSTEPのホームページから、例えば「沿革」<http://costep.hucc.hokudai.ac.jp/costep/html/history.html> を 参照。

¹² 科学技術インタープリター養成プログラムのホームページ http://science-interpreter.c.u-tokyo.ac.jp/index.html を参照。

¹³ 例えば、小林傳司は「2005 年は、日本における科学技術 コミュニケーション元年とも言うべき年であった」と述べ ている(小林傳司:『トランス・サイエンスの時代 科学技 術と社会をつなぐ』(NTT 出版, 2007), p. 18)。

¹⁴ 例えば、勝井義雄: 「名誉会員八木健三先生のご逝去を悼む」、『火山』 第53巻第5号, 2008, pp. 169-170.

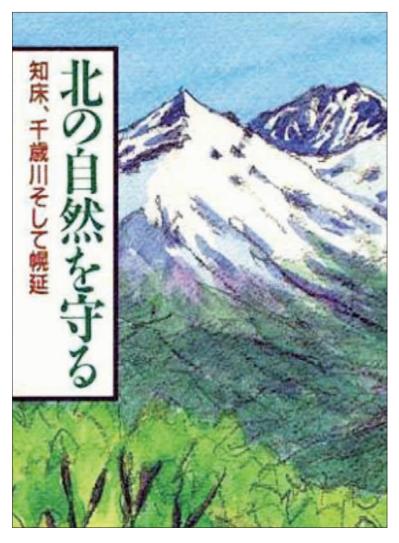


図2 『北の自然を守る』表紙 (©北海道大学出版会) カバー絵は八木が描いたもの。八木はスケッチを能くすることで知られて いた。

た「八木健三先生お別れの会」で紹介されたエピソードが、そのことを物語っている。それを紹介しよう。高レベル放射性廃棄物の貯蔵施設建設を北海道幌延町に設ける計画をめぐる「幌延問題」では、八木は地質学者として社会に役立つという視点から、同地で放射性廃棄物深層処分することの危険性を訴えた。士幌高原道路(北海道道 661 号線)の建設に際して希少動物のエゾナキウサギの保護を巡る「ナキウサギ裁判」では「ヤギ(八木)がウサギになる」と言って原告団長を務めた。このような問題では科学的決着の付いていない事柄について判断する必要があるが、その際には善意と無私をモットーに科学者として合理的に判断することを旨とした15)。

15 「八木健三先生お別れの会」(2008年9月6日, 於 札幌後 楽園ホテル)における、出席者らの「お別れの言葉」で紹 こうしたエピソードからは、八木が地質学者、科学者と しての社会的責任を果たすという意識のもと、「科学技術 の専門家と市民との橋渡し」をしていたことが窺える。

3.2. 何を教えるかが教育の中心:橋本光男

地学教育について積極的に発言する地質学者も多くいた。ここでは、橋本光男(1925-2012)が1964年に行なった高校地学教科書批判をめぐる論争を紹介しよう。橋本は東京大学理学部地質学科を卒業後、1950年から国立科学博物館で、1982年から91年まで茨城大学理学部で、変成岩岩石学などの研究を行なった。

橋本は1964年、「憂うべき高校"地学"教科書―なぜこ

介されたエピソード。いずれも、(少なくとも北海道内では) よく知られた事例である。

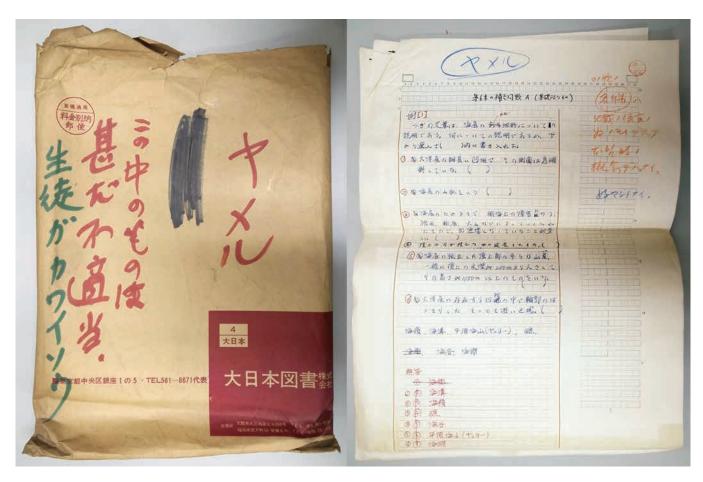


図3 「坪井誠太郎資料」の中に残されていた、大日本図書の封筒 (左側) とその中に収められていた原稿 (右側) 高校地学の教科書、または、その教師用解説書の原稿と思われる。(資料複写・修正:栃内文彦)

んなに誤りが多いのか―」を『科学読売』同年6月号に発 表し、具体例を挙げながら、当時の高校地学教科書を批判 した。その趣旨は、概ね次のようなものだった。1963年 度から高校地学が必修化されたことは結構なことである。 しかし、地学の教科書を10冊余り読んでみたが、記載的 な事項を脈絡なく書き連ねてあるだけで、(それらについ て) どうしてそう考えなければならないかという理由を読 者に分からせようとしていないという根本問題がある。し かし、このことは脇に置くとしても、内容が不正確で誤りの 多い教科書が実に多い。単純な誤りは訂正すれば良いが、根 拠のない想像や思いつきに過ぎないような説明となると始末 が悪い。学問や教育に対する著者の態度といった、より深い 所に原因があるからだ。教育の中心は教育技術にあると思わ れがちなのかもしれないがそうではない。中心は何を教える かという所にあり、何が正しいかということと切り離すこと はできない。学問を忘れた教育は無意味である 16)。

このように、橋本の批判の本筋は誤っていたり不正確だ ったりする記述の多さではなく(それらは単に訂正すれば 済む)、地学の扱う範囲の何をどのように教えるかという 地学教育の本質に関わることだった。この批判が引き起こ した反響について、地質学者の都城秋穂(1920-2008)は、 当時『自然』に連載していた「地球科学の歴史と現状」で 次のように述べている。橋本の批判は、文部省の検定を経 た教科書は無謬であるという一般的な常識に真正面から挑 戦するものだった。しかし、批判された教科書の著者が行 なった反論は、弁明の余地のありそうな箇所のみを取り上 げ、『理科年表』掲載の資料に基づいているから(間違っ ているはずがない)という類の主張に過ぎない。また、そ の著者は学問的に分かっていないことは教えられないとも 主張しているが、分からないことは分からないと教えては いけないのだろうか。真実や新事実は高校生には難し過ぎ て分からないから、(正確さを欠いていても) 昔から言わ れているように教えた方が良いとも述べているが、教育観

¹⁶ 橋本光男:「憂うべき高校"地学"教科書―なぜこんなに 誤りが多いのか―」、『科学読売』1964年6月号,1964,pp. 38-42.

が疑われる¹⁷⁾。

都城によると、橋本は「思いもかけない大騒動のなかに まき込まれて、くたくたに疲れた」¹⁸⁾ そうである。都城の 次の主張は、橋本を代弁していると言って良いだろう。

地学教育に責任があるのは、高等学校で直接担当している教師だけではない。もっと広く、地球科学の学界全体に責任があるといってよい。もしかりに、高校地学の教育がうまくいっていないようなことがあるならば、われわれ地球科学者全体の責任なのであって、… [橋本に批判された教科書の著者] のような意見は、高校地学の教育を根本的に妨げるものであるばかりではなく、わが国の地質学の研究の進歩そのものをも妨げているのだと私は考えている 19)。

今日の科学技術コミュニケーションでは、伝統的な啓蒙型のコミュニケーションが「欠如モデル」として批判されているが²⁰⁾、橋本や都城の当時の議論が、今日の「欠如モデル」批判を先取りしていることがよく分かる。

4. おわりに

本稿では、筆者がこれまで日本地質学史の調査、研究を 進める間に直接、間接に見聞したエピソードを幾つか紹介 し、地質学者たちが自らの研究や活動を社会的文脈の中に どのように位置づけているのかを見てきた。

地質学者たちの社会的問題関心の程度が他の分野の研究 者たちと比べてどうなのかは、他分野との比較検討をした ことがないので分からない。しかし、そうした問題意識を 強く持ち、社会的文脈を意識していた地質学者が大勢いた ことは確かである。例えば、3.2で紹介した橋本光男の地 学教科書に関する主張と同様の考えを、日本地質学のキー パーソンの一人である坪井誠太郎(1893-1986)も有して いたことが推測される(橋本や都城は坪井の教え子でもあ る)。筆者は、社会情報研究資料センターが収集、保管し ていた「坪井誠太郎資料」の調査を行なってきた²¹⁾。この 資料の中の一つが、地学教育について坪井が橋本や都城と 同じ考えを持っていたことを示唆している 22)。坪井は、橋 本が地学教科書批判を行った頃、大日本図書の高校地学教 科書(または、その教師用解説書。原稿が残されているが、 どちらかははっきりしない)の執筆に携わっていた。何年 版かは不明だが(橋本が批判を行った当時かどうかも不明 だが)、教科書(あるいは解説書)の原稿を収めた大日本 図書の封筒が残されている。封筒には「ヤメル この中の ものは甚だ不適当 生徒がカワイソウ」と手書きされてお り、封筒内の原稿には、これも手書きで「コノ種ノ名称ハ 記載ノ便宜ノ為ノ物デアッテ本質的ノ概念デハナイ。好マ シクナイ」と書かれている(図3)。橋本と同様、坪井も 用語などを記載的に書き連ねるような(用語を暗記させる ことが目的であるかのような)内容に否定的だったことが 分かる。

日本地質学に関する歴史的研究や、STSの観点から地質学と他分野との比較を行うことは、今日の高度科学技術社会における科学(や技術)の営みに関する考察を行うにあたって有益かつ興味深い知見を与えてくれると思われる。

最後に、本稿執筆に当たっては、情報学環・学際情報学 府図書室 上田公一図書室係長に便宜を図っていただいた。 ここに記してお礼申し上げます。

(栃内文彦·情報学環客員研究員、金沢工業大学基礎教育部)

¹⁷ 都城秋穂:「地球科学の歴史と現状(14) 高校の地学 教育についての基本的諸問題」、『自然』1966年10月号、 1966, pp. 60-70。この連載は、都城の死後、『地質学の巨人 都城秋穂の生涯 第2巻 地球科学の歴史と現状』(東信堂, 2009) として出版されている。なお、同書の出版に編集委 員として携わった丸山茂徳、熊沢峰夫、磯崎行雄は、総解 説において、都城の連載について「その中で展開された丁 寧な学問の歴史の検証と鋭い批判に当時の若手研究者達は、 多大な影響を受けました。一方で、その正確な記述内容に 不満を持つ人達による掲載雑誌の不買運動がおこり、残念 ながら雑誌自体はその後廃刊におい込まれました | と述べ ている (同書, p. iii)。筆者は、当時『自然』の編集次長 (実 質的には編集長)を務めていた岡部昭彦(1929-2013)に聞 き取りを行ったことがある (2002年9月20日、12月21日)。 岡部によると、不満を持つ人達による不買運動は、『自然』 に限らずその人達の意に沿わない記事を載せた雑誌に対し て行われたそうである。『自然』が廃刊したのは1984年で あり、都城の連載 (に対する不買運動) が直接的に『自然』 の廃刊を招いたわけではない。

¹⁸ 都城秋穂:前掲論文, p. 62.

¹⁹ 都城秋穂:前掲論文, pp. 60-62.

²⁰ 例えば、小林傳司:前掲書, pp. 48-54.

²¹ JSPS 科研費 (課題番号 24650583) の助成を受けて行った。 詳細などは、栃内文彦:「「坪井誠太郎資料」の概要調査を 終えて」、『センターニュース第 25 号』, 2015, pp. 1-5 を参照.

²² 但し、その資料は 2014 年 12 月に国立科学博物館筑波施 設に寄贈された。

デジタル・ヒストリーと制度

宮本隆史

- 1. 制度史とデジタル人文学
- 2. テキスト処理と制度
- 3. 監獄の制度史
- 4. デジタル研究基盤の構築に向けて
- 5. 未来の歴史へ

本稿では、これからの歴史学のデジタル化をかんがえるにあたって、技術とともに制度についての理解が不可欠であることを示したい。そのための導きの糸として、筆者が関心を寄せる制度史、とりわけ監獄制度史をとりあげて考察する。制度史のために有用なデジタル研究基盤の構築の可能性と課題についてまとめ、さらにヒトによるテキストの処理それ自体が制度分析の対象になりうることを示したうえで、筆者が進める関連プロジェクトの紹介をおこなう1。最後に、これからの歴史学の可能性と、そのために現在の歴史家たちがいまデジタル研究基盤の構築にいかに取り組むことができるかを論じる。

本稿は、現在進行中の研究プロジェクトを前提にしており、いわば走り出しながら得た着想を記録したものである。 研究成果の紹介というよりは、これからの研究のためのア イディアを共有したいとかんがえている。

1. 制度史とデジタル人文学

2015年は、制度史の方法に多大な影響をあたえたふたりの研究者があいついで亡くなった年であった。11月に他界したダグラス・ノースは、『制度・制度変化・経済成果』²によって新機軸をうちだし、その後の制度研究の興隆

を決定的にした。ノースに先立つ7月に亡くなった青木昌彦は、制度をゲームの均衡として概念化し、比較制度分析の流れを牽引した。彼らを代表とする近年の制度史研究は、緻密な制度モデルを歴史資料によって検証するという実証研究の枠組みを定着させ、方法論的に大きな前進を見せた。岡崎哲二『江戸の市場経済』³、青木昌彦『比較制度分析に向けて』⁴、アブナー・グライフ『比較歴史制度分析』⁵、Douglass North *et al., Violence and Social Orders*⁶ などの代表的著作がある。

制度史の理論研究がおおきな進展を見せた 2000 年代以降は、デジタル人文学の方法と基盤の整備が進められた時期でもあった。歴史資料をデジタル画像化することにはじまり、それをテキスト・データ化し、さらには詳細なメタデータをつけることで、歴史資料の意味と構造を記述する試みが進められてきた。XML(Extensible Markup Language) で代表される、構造化言語を用いてテキストに意味と構造をあたえることで、コンピュータをつかった精度の高いテキスト分析が可能となる。人文学においては、文献資料の意味と構造をデジタル・テキスト形式で記述するために、テキスト・エンコーディング・イニシアティブ(以下TEI)の定義するTEI-XML⁸が標準的なものとして定着してきた。日本における大規模なデジタル人文学プロジェクトの代表例としては、下田正弘が牽引する『大蔵経』プロジェクトがある。

このように、21世紀にはいってから、制度史において はモデル分析のレベルでの方法論の考察が深められ、デジ

¹ 本研究は、科学研究費プロジェクト「アジアの比較制度史とデジタル人文学の接合に関する研究 – 刑罰制度史を事例として」(宮本隆史代表・課題番号 15H06192)としておこなっており、2015 年 10 月より社会情報研究資料センターで作業を開始した。本稿は、そのうち 2015 年 12 月までの成果をもとに書いている。なお、本プロジェクトは 2016 年 1 月より東京大学文書館でおこなわれている。

North, Douglass Cecil. 1990. *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*. The Political Economy of Institutions and Decisions. Cambridge:

Cambridge University Press.

³ 岡崎哲二.1999.『江戸の市場経済―歴史制度分析からみた 株仲間』.講談社.

⁴ 青木昌彦. 2001. 『比較制度分析に向けて』. NTT 出版.

⁵ グライフ、アブナー. 2009. 『比較歴史制度分析』. NTT 出版.

Douglass North et al. 2013. Violence and Social Orders: A Conceptual Framework for Interpreting Recorded Human History. Cambridge: Cambridge University Press.

⁷ http://www.w3.org/TR/xml11/

⁸ http://www.tei-c.org

⁹ http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/

タル人文学においてはテキストの意味と構造の記述の標準が確立されてきた。ただし、制度史では、歴史資料によってモデルの検証をおこなう段階で、資料の選択や解釈の方法をふくめ、いまだ共通の枠組みが準備されているとは言いがたい。たとえば、衝撃的な影響力をもった、グライフのマグリブ商人に関する研究についても、そのモデルの検証のためにつかわれている資料の解釈をめぐって論争がおこなわれており、にわかに評価をくだすことはむずしい¹⁰。一方で、デジタル人文学においては、コーパスの全体像の把握がむずかしい近代以降の文献を主要対象とするプロジェクトは主流ではない。

筆者が現在おこなおうとしているのは、これら両者の接合である。制度史に対しては、意味構造の明示化されたテキストの分析手法を導入することで、モデルを検証するための基盤整備の展望をひらきたい。一方で、デジタル人文学にとっては、近代以降の資料を分析するための方法論をあきらかにし、そのためのソフトウェアを開発することで、守備範囲の拡大をねらうことができる。特に、近代の資料の中でも、公的機関において生産されてきた、比較的様式がととのった文献資料については、デジタル人文学の手法が応用しやすいと思われる。

ただし、両者の接合といっても、制度史研究にデジタル・テキスト処理の技術を応用すればことが済むほどには問題は単純ではない。そこで、制度とテキスト処理のそもそもの関係について簡単に確認しておきたい。

2. テキスト処理と制度

ピーター・シリングズバーグは、ジョン・サールらの言語行為論に想を得て、「書記行為理論(script act theory)」を提唱している 11 。この枠組みでは、書くこと、読むこと、

複製をつくること、改変すること、廃棄すること、そして デジタル化することなど、テキストに関係するおよそあら ゆる人間の行動が「書記行為」として考察の対象とされる。 書記行為の主体は、与えられた環境においてさまざまな制 約の下で行動するものと考えられる。

ローレンス・レッシグの言葉で整理すれば、そうした諸 制約は、アーキテクチャ(物理的・技術的条件)、法律、 規範、市場に整理して理解することができる12。たとえば、 アーキテクチャについてかんがえてみよう。近年さかんに 導入が進められている、公的機関における電子文書化の流 れのなかでは、さまざまなデジタル形式の書式がつくられ ている。たとえば、ローカル・コンピュータにダウンロー ドして編集することを念頭においた MS Excel などでつく られた書式もあれば、ウェブ・ブラウザ上で操作してサー バ・コンピュータに情報を格納するようなシステムをつか う書式もある。ウェブ上のシステムでよくみられるもので は、許容されていない数値や文字列が入力されると、警告 を出したり書類作成をそれ以上進められなくしたりするよ うな仕様のものもある。こうしたシステムのアーキテクチ ャにおいては、わたしたちは一定のやりかたで文書を作成 するように制約を受けている。同様に、メールの文面でど のような標題をつけるべきか、どのような文体にすべきか、 引用はどのようにすべきか、などといったことについての 規範もわたしたちの書記行為を制約する。あるいは、どの ような文章がより多くのひとに読まれ、収益につながるの かということも、わたしたちの書記行為に影響することが ある。

では、法律や規則に代表される制度が、いかに書記行為を制約するのかについて、わたしたちはどのようにして知ることができるのだろうか。たとえば、ある組織における文書作成規定やマニュアルなどは、わたしたちに一定のしかたで文書を作成するように命令するテキストである。しかし、そうした命令への違反に対する罰則が無いような場合には、規則の文はわたしたちの行動選択を制約しないかもしれない。あるいは、規則の文が難解であったりするとわたしたちはそれを誤読するかもしれないし、規則があまりに膨大であればそもそも読まないかもしれない。つまり、規則の文を無視したり、それを理解するために費用をかけ

Edwards, Jeremy and Ogilvie, Sheilagh. 2008. Contract Enforcement, Institutions and Social Capital: The Maghribi Traders Reappraised. CESifo. Working Paper Series. 2254; Greif, Avner. 2008. Contract Enforcement and Institutions among the Maghribi Traders: Refuting Edwards and Ogilvie, CESifo. Working Paper Series. 9610; Edwards, Jeremy and Ogilvie, Sheilagh. 2009. Contract Enforcement, Institutions and Social Capital: The Maghribi Traders Reappraised. Cambridge Working Papers in Economics. 0928; Edwards, Jeremy and Sheilagh Ogilvie. 2012. Contract Enforcement, Institutions and Social Capital: The Maghribi Traders Reappraised. The Economic History Review. 65-2; Greif, Avner. 2012. The Maghribi Traders: a Reappraisal? The Economic History Review. 65-2.

¹¹ Shillingsburg, Peter L. 2006. From Gutenberg to Google:

Electronic Representations of Literary Texts. Cambridge: Cambridge University Press.

¹² Lessig, Lawrence. 2009. *Code 2.0.* New York: SoHo Books.

ずに済ませたりすることの誘引が大きい場合がある。ノースの定義にしたがえば、制度とは「社会のゲームのルール」であり、人びとの行動選択の制約となるもののこととされる。そうした意味での制度は、書かれたテキストとしての規則が命令する内容そのものではなく、書記行為を含む行動の選択を制約するものが何なのかということについて、わたしたちが共有する信念のほうである。しかし、そのゲームのルールとしての制度を過去の人びとがどのように理解したかについては、制度史の研究者は直接観察することができない。もちろん、過去の人びとの行動そのものを観察することもできない。可能なのは、一定のゲームの構造の中で選択された書記行為の結果としての歴史資料を分析することと、そうした歴史資料が社会の情報処理ゲームの中でどのように配置されたかを検討することである。

つまり、制度の歴史学においては、一定の制度的な制約の中で生産された情報と、その集積としてのアーカイブズだけが観察可能な対象なのである。このように制度史の限界を確認することで、具体的な研究の構想を立てることができるようになる。たとえば、全文テキストのアーカイブを用意したうえで、ゲームの構造と書記行為主体の効用関数を仮定し、テキストの変化を分析するということがかんがえられるだろう。

制度史を研究するためには過去に書かれたテキストに依存するほかなく、一方で過去の人びとの書記行為の条件を考察するには制度について考察することは欠かせない。そうした意味において、制度史と文献学・アーカイブズ学は相互補完的に接合することが可能であるとかんがえる。

3. 監獄の制度史

ここまで方法論的な考察をおこなってきたが、以下では 具体的な事例として筆者が現在取り組んでいる監獄関係の テキストの研究プロジェクトについて簡単な紹介をおこな いたい。近代的な監獄においては、大量のテキストが日々 生産され廃棄されつづけており、監獄もまたひとつの情報 処理システムと見なすことができる。このシステム上では、 どのような制約条件において、どのようなテキストが進化 的に安定したものとして生き残るのだろうか。

本プロジェクトでは、事例研究として、筆者がこれまでに研究してきた、近代のアジアにおけるイギリス植民地と、日本帝国の刑罰制度をとりあげている。具体的な資料の分析をつうじて、監獄制度史に関係する資料群の学術編集版

を作成するのに最適な意味構造記述モデルを研究し、それを実現するために有用なデータ作成支援システム、そしてテキストの活用システムの開発を行なっている¹³。

18世紀後半から19世紀前半にかけてのヨーロッパでは、 刑罰に関する新しいかんがえかたが相次いで提唱された。 それまで一般的にみられた、身体に苦痛を与えることを旨 とした刑罰は批判されるようになり、監獄の中に拘禁する ことで「自由」を剥奪することをもって刑罰とみなすとい うアイディアが広く共有されることになった。ただし、一 般的な監獄制度の「青写真」と呼べるようなものがこの 時期に共有されたわけではない。むしろ、刑罰の目的に 関しては現在にいたるまで法学者のあいだで解釈が分かれ る(応報、矯正、威嚇など)ところであり、どのような監 獄建築が好ましいかということについても19世紀を通じ てさかんな論争がつづいていたのである。19世紀前半は、 植民地をふくむ世界の各地で、望ましい監獄制度と建築に ついての実験が、ローカルに積み重ねられた時期であった といえる。有名な、ベンサムのパノプティコンもまた、そ うした実験のひとつだったのである。

大きな変化がおこったのは19世紀半ばである。この時期から20世紀前半にかけて、刑罰制度に関する情報は全世界規模で、国家や植民地の境界を超えて交換されるようになった。この時期には、警察、医療、各種の学問など、さまざまな分野で世界会議が開催され、印刷物が国境をこえて大規模に交換されるようになる。監獄に関する情報も例外ではなく、さまざまな出版物が市場を通じて交換され、ほぼ10年ごとに開催されることになった国際監獄会議をはじめとする、人的な接触によっても情報の伝達が拡大した。監獄関係の情報もまた、国際的な情報流通ネットワーク上に乗せられたわけである。この背景には、植民地もカバーする印刷産業の拡大や、蒸気機関や電信による交通と

³ この科学研究費プロジェクトでは、長期刑の囚人の処遇の 厳格さを「改善」の度合いによって軽減していくという段 階的処遇制を注目する事例として設定する。地域としては、 アジアにおけるイギリス植民地(主にインド、マラヤ、セ イロン、ビルマ、香港)と明治期の日本とその植民地を比 較している。このプロジェクトは現在進行中であるため、 内容についてはここで詳しく紹介することはしない。マレ ー半島の海峡植民地については次のものを過去に発表して いる。宮本隆史. 2007a. 「19 世紀英領海峡植民地における監 獄制度、1820-70 年代」. 『年報地域文化研究』 10: 258-80; 宮 本隆史. 2007b. 「植民地統治と監獄制度— 19 世紀中葉の海 峡植民地における囚人の管理」. 『南アジア研究』 19: 7-29.

通信の高速化といった技術的要因があった14。また、監獄 に関していえば、それが国家機密に類する問題とはかんが えられなかったため、多様な事例についての情報を交換す ることに対する制約が小さかったといえよう。このように して、それまでローカルな場でおこなわれていた監獄シス テムの開発プロジェクトどうしが、ネットワークによって つなげられることになったのである。

インドでは、18世紀後半のイギリス東インド会社によ る植民地統治開始期から、監獄での拘禁という刑罰自体は 導入されていた。しかし、州管轄事項である監獄制度のあ りかたは、それぞれの州においてすら一様ではなく、県マ ジストレイトの裁量によるところが大きかった。1836-38 年にかけて招集された中央政庁の監獄規律委員会(Prison Discipline Committee) は、東インド会社直轄支配領域に おける監獄制度の標準化の必要性を強調したが、実際に組 織再編や諸規則の改変が大きく進められたのは 1850 年代 に入ってからであった。それでもなお、州ごとに制度設計 の方針に異なる部分がおおく、標準的な制度の実現には程 遠い状態だった。しかし19世紀半ばになると、英領イン ドの監獄関係官僚たちは、さかんに情報交換をしはじめる。 印刷技術の普及によって、規則集や報告書類の複製にかか る費用が下がり、他州の監獄で生産された情報を参照しな がら制度の設計や改変をおこなうことが一般化した。おな じ時期に、監獄における刑務作業として、印刷がひろく導 入されたことも、このことに寄与した可能性がある。また、 インド亜大陸全域に鉄道網が張りめぐらされ、監獄に関係 するヒトとモノの移動におおきな影響をあたえた。囚人 の護送に鉄道が利用されるようになったばかりでなく、監 獄関係官僚たちが長距離の旅行をすることも容易になった のである。1864年以降、州監獄総監級の官僚たちによる、 英領インド・レベルでの委員会や会議がときおり開かれ、 状況の確認と情報・意見の交換がおこなわれるようになっ た 15。

こうした新たな監獄関係の情報流通の回路は、英領イン ド内で閉じていたわけではない。たとえば、1850年代の ベンガルにおける監獄改革を牽引し、のちに王立統計学会 長を務めたフレデリック・モアットは、1872年7月にロ





シンガポールの囚人 21。

図1:鎖を付けられた 図2:小原の『監獄則図式』(1875 年)に描かれた鎖を付けられた囚人 の図²²。

ンドンで開かれた国際監獄会議にインドを代表して出席し た。彼はまた、1860年代から『統計学会誌』上で積極的 に執筆しており、ベンガルにおける監獄事情についても報 告している16。ほかにも、ハワード協会がインドの監獄改 革についてのパンフレットを出版するなど¹⁷、「実験室」と しての植民地インドの監獄についての情報は、国際的な情 報交換ネットワーク上でも共有されていたのである。そし て、イギリス植民地の経験は、日本初の近代的監獄規則の 編纂にもつながることになった。

日本では、明治維新後にいわゆる不平等条約の解消の目 標を掲げて、監獄関係官僚たちは監獄改革を進めていくこ とになった。1872年に小原重哉がまとめた『監獄則』は、 前年の彼の香港とシンガポールへの視察旅行での見聞に 大きく影響されたものであった18。囚人の処遇法の設計や、 『監獄則図式』に見える刑具の形態など、随所に影響のあ

ヴィクトリア期の「情報革命」については次を参照。スタ ンデージ、トム. 2011. 『ヴィクトリア朝時代のインターネ ット』(服部桂訳). NTT 出版.

¹⁵ 宮本隆史. 2012. 「19世紀インドの監獄における段階的処遇 制度の形成」.『現代インド研究』 2: 153-168.

Mouat, Frederic John. 1862. On Prison Statistics and Discipline in Lower Bengal. Journal of the Statistical Society of London 25-2: 175-218; Mouat, Frederic J. 1867. On Prison Discipline and Statistics in Lower Bengal. Journal of the Statistical Society of London 30-1: 21-57.

Howard Association. 1894. Indian Prisons. London: Wertheimer, Lea & Co.

[『]監獄則』 1875.

Mcnair, John Frederick Adolphus, and W. D. Bayliss. 1899. Prisoners Their Own Warders A Record of the Convict Prison at Singapore in the Straits Settlements Established 1825, Discontinued 1873, Together with a Cursory History of the Convict Establishements at Bencoolen. Penang and Malacca from the Year 1797. Westminster: Archibald Constable and Co 2 Whitehall Gardens. [Image shared by the University of California Libraries via archive.org (https://archive.org/details/prisonerstheirow00mcnarich)]

国立国会図書館デジタルコレクションより。http://dl.ndl. go.jp/info:ndljp/pid/795907 (パブリックドメイン)。

とが見られる [図 1・図 2] 19。 小原は、シンガポール監獄で、 所長のマクネアーからベンサムの刑罰思想について薫陶を 受けたことを記録している。ここで重要なのは、明治の監 獄の設計者たちが、当初より国際的な情報流通ネットワ ークに接続していたという点である。1870年代までには、 監獄に関する情報がすでに盛んに国境を超えて交換されて おり、監獄の国際的なアーカイブがネットワーク上に形成 されていたのである。明治日本の監獄制度設計者たちにと っての問題は、この監獄アーカイブからどの情報をとって きて、どのように処理するのかというものであった。彼ら によって翻訳された情報は、日本国内で出版物等のメディ アを通じて流通することになった。その典型的なものが、 大日本監獄協会による『大日本監獄協会雑誌』(1888年創 刊)と『警察監獄学会雑誌』(1889年創刊)であろう [図 3・図4] 20。これらの雑誌上には、ヨーロッパ諸語で書かれ た監獄関係の文章の翻訳が、さかんに出版された。



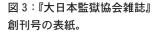




図 4:『警察監獄学会雑誌』創 刊号の表紙

19世紀後半以降、監獄に関する情報は、様々なメディアを介して国際的な情報ネットワーク上で交換されたが、ローカルな場では多様な要因に制約されるかたちで処理された。たとえば、小原が香港とシンガポールで得た知見をもとに提案した監獄の構造は、明治政府にとっては予算上実現不可能とみなされ、『監獄則』自体が施行翌年の1873

年には廃止されてしまう。しかし、法的な拘束力はうしなわれたものの、小原の監獄則は1870年代をつうじて、明治日本の監獄制度の設計者たちにとって参照点でありつづけ、様々な解釈が重ねられたのであった。

以上の知見から、19世紀後半以降の監獄制度の歴史研究について、ふたつの課題をかんがえることができる。ひとつは国際的な情報流通のネットワークを描きだすという課題、もうひとつはローカルな場で特定の情報が特定のやりかたで処理されたのはなぜかを考察するという課題である。

4. デジタル研究基盤の構築に向けて

もちろん、以上の課題は制度史一般について設定することができるものだが、筆者のプロジェクトでは監獄制度史の実証研究から方法論を積み上げる計画を立てている。この課題の解決のために、筆者は当面ふたつの方面から作業を進めている。

ひとつは、研究テーマ(筆者の場合は監獄制度)に最適な、 テキストの意味構造の記述 (コード化) 方法を見出すこと である。これまで、TEI-XML に代表される標準策定が進 められてきたにも関わらず、近代史資料のコード化は順調 に進展してきたとは言えない。TEI-XML のように、汎用 性の高さをねらいとしたスキーマでは、多様な資料のコー ド化を可能とするために、数百もの語彙が定義されている。 そのため、資料をコード化するにあたって複数以上の記述 の可能性を許容する仕様になっている。つまり、記述者に よって大きく異なる TEI-XML 学術編集版資料ができあが る可能性が高い。歴史資料のコード化には費用がかかるた め、歴史家の間でデータの共有がなされることが望ましい が、コード化の方法に大きな差異があると、そこに新たな 取引費用が生じてしまう。この取引費用を下げるために、 それぞれの研究テーマに最適なデータ記述方法が共有され ることが望ましい。現状でその最適な方法を見出すには、 実践を重ね経験を蓄積する他ないとかんがえている。筆者 のプロジェクトでは、19世紀インドの監獄規則を中心に TEI-XML によるコード化を進めており、つぎに報告書類、 書簡類、定期刊行物、そして日本の監獄関係文書をコード 化していくことで、どのような語彙が必要になるのかを洗 い出したい。また、役職名や組織名などは、識別子を属性 として持ったメタデータを付与することで区別できるよう にするため、それらの辞書も同時に作成している。最終的

^{19 『}監獄則図式』1875.

²⁰ 『大日本監獄協会雑誌』と『警察監獄学会雑誌』は、1899 年に合併して『監獄協会雑誌』となった。これらのデジタ ル版は、矯正協会のウェブサイトから閲覧することができ る。http://www.jca-library.jp/kangokukyoukaizassi/index. html

には、TEI-XMLのサブセットとしてTEI Prisonを提案し、 関連する辞書を公開することを目標にしている。

もうひとつの作業課題は、支援システムの開発である。 これは、デジタル学術編集版資料を作成する際や、研究の ために活用する際に有用になる。これまでの筆者のプロジ エクトの経験から、研究活用に有効なシステムは、データ 作成支援にも役立つように設計できる場合があることがわ かってきた。そうした、データ作成にも研究活用にも役立 つ支援システムを開発し、研究効率の向上をはかることが 望ましい。これまでコード化を進めてきた英領インド各州 の監獄規則集は、随時変更が加えられながら約10年ごと に改定されるサイクルになっていた。これら長期的に書き 換えがおこなわれるテキストの変化を可視化するための支 援ソフトウェアとして、SENDAGI Metahistory Tracker の開発を開始した。これによって、テキストのどの部分が いつ書き換えられたのかを明らかにするとともに、それら を時系列的に比較可能とする。また、同じ機能を使うこと で、コンピュータによる文字認識 (OCR) によって生成 したテキストの誤認識箇所を見つけやすくする機能を追加 することも検討している。このソフトウェアは、当面は監 獄制度の研究に最適化されたかたちで開発するが、将来的 に制度史関連資料を活用するための汎用的支援システムと なるもののプロトタイプと位置付けている。一定の開発が 進んだ時点で公開し、他の歴史家にも使ってもらうことで 経験値を上げ、制度史一般のために有用なものとして育て ていく。

未来の歴史へ

コード化の標準的方法の画定と、研究支援システムの開発によって、インフラストラクチャーを整備することは、今後の歴史学にとって何の意味があるのだろうか。これについてわたしは、歴史学の「市場」をひろげるために不可欠な作業だとかんがえている。メタデータの付与とは、それ自体が資料の解釈といえるが、その付与の手順を標準化して「制度化」することで、解釈にかかる取引費用を下げることが可能なはずである。このことは、歴史の専門家でなくても、資料の解釈というレベルにおいて、歴史学に参入することが容易になることを意味する。

さらに、多少想像を交じえて述べるなら、その歴史解釈 の「制度」を将来的に人工知能に学習させることで、資料 の解釈自体をある程度自動化することも可能になるかもし れない。もちろん、自然言語処理技術のさらなる進化によって、テキスト・データの解析技術も高度化し、ネットワークを通じてより多くの人が利用できるものとなるだろう。それは、現在のわたしたちのような職業的歴史研究者だけでなく、誰しもが歴史資料にアクセスし、解釈をおこなうことができる時代の到来を意味するだろう。こうしたビジョンは、現在のパターン認識技術や人工知能関連の技術の急速な発展を考えればむしろ月並みともいえるものであり、遅かれ早かれこうした未来の歴史学は実現してしまうにちがいない。

この未来の歴史学は、これまでの20世紀的な歴史学が抱えてきたものとは別種の方法論的・倫理的問題に直面することだろう。現在のわたしたちがやるべきことは、そうした来たるべき時代の歴史学のために健全な環境を整備するとともに、将来の歴史において何が問題となりうるのかを、あらかじめ予想し対策を立てておくことである。そのためにも、わたしたち現在の歴史家は、デジタル・テクノロジーについて学ぶとともに、どのような制度的な制約の下でデジタル・データを含む歴史資料が生産され処理されるのかについて理解を深めておく必要があろう。

謝辞

本稿の執筆にあたって、情報学環図書室の上田公一氏に多大なご協力とご配慮をいただいた。ソフトウェア SENDAGI Metahistory Tracker の開発にあたっては、合同会社 comanta (http://comanta.com) の松井康治氏に技術面・設計思想面でアドバイスをいただいている。また資料のコード化については、吉野峰央氏とクレア・チョン氏のご協力を得ている。宮本道人氏からは、技術と歴史研究の可能性を考えるにあたって、インスピレーションをいただいた。『大日本監獄協会雑誌』『警察監獄学会雑誌』の画像データについては、矯正図書館からのご許可を得て掲載している。ここに心からの謝意を表したい。

マイクロフィルム保存環境の改善

上田公一

1. はじめに

社会情報研究資料センター(以下、センター)は、ここ数年資料保存に力を入れ、製本新聞原紙のカビの拭き取りなどで著しい効果を挙げてきました。一方、48,000 本ともいわれる膨大なマイクロフィルムの保存対策については、業務用除湿機、空調機の設置などを行ってきました。

しかしながら、新館書庫1階のマイクロ庫では、強い酢酸臭がしており、ビネガーシンドロームといわれる劣化したマイクロフィルムの存在を示しています。酢酸の影響で、マイクロフィルムを収納しているキャビネットに赤錆が発生し、劣化した緩衝材の粉末が床に散乱し、空中に浮遊し

て、空調機等の機器にも悪影響を与えている状況でした。

2. 作業の概要

こうした状況を打開するため、マイクロフィルムをキャビネットから、マイクロフィルム用の中性紙舟箱へ移し替えを行いました。このことについては、平成26年度第2回、平成27年度第1回の社会情報研究資料センター運営委員会で実施が検討され、承認されました。実施にあたり、同じように舟箱でマイクロフィルムを収納している社会科学研究所図書室、経済学部資料室を見学させていただき、多くの貴重なご意見をいただきました。



図1 マイクロフィルムキャビネット 緩衝材の粉末が床に散乱している。



図2 劣化して波打ってるマイクロフィルム



図3 マイクロフィルム用中性紙舟箱



図4 27,000 本あまりのマイクロフィルムを中性紙舟箱に置き換えた。

書庫1階にはマイクロフィルムキャビネットが、40台あり、その中には、およそ、27,000本のマイクロフィルムが収納されていました。それを、およそ3,000箱の中性紙舟箱に移し替えました。センターの棚板のサイズが新聞用となっているため、そこに無駄なく収まるよう舟箱のサイズは、ミリ単位で業者と検討しました。

既存のマイクロフィルムキャビネットの置いてある場所での、キャビネットから舟箱への置き換えです。作業には様々な制約がありました。作業を担当していただいた業者の方とは、手順について綿密に打合せを重ねました。その結果、8日間で27,000本のマイクロフィルムをキャビネットから中性紙舟箱へ移し換えることが出来ました。劣化したマイクロフィルムから放散される酢酸の濃度を抑えるため、ひとつひとつの舟箱に酢酸吸着シートもセットしました。

3. 今後の課題

今回の作業で、劣化したマイクロフィルムキャビネットから中性紙舟箱へ、マイクロフィルムを移し替えることができました。利用面でも出納が効率よくできるようになりました。

センターは、48,000 本ともいわれるマイクロフィルムを 所蔵しています。残念ながら、上述のように、その中には、 劣化したマイクロフィルムも多く含んでいます。劣化した マイクロフィルムは、元に戻ることはなく、他のマイクロフィルムに対しても同様に劣化させてしまうという、やっかいな性質をもっています。空調機等の設備機器にも悪影響があります。

センターのマイクロフィルム全点に対して、劣化状況の 調査をして、必要な対策を施さなければなりません。しか しながら、一度に全点調査を行うには、多大な費用を要し、 実現には困難を伴います。そこで、センターとして何を優 先するかを決めなければなりません。

国内紙のマイクロフィルムか、その中でも地方紙を優先するのか、それとも外国紙のマイクロフィルムを優先するのか。何を優先するかを決めた上で、優先度の高いものから、劣化の程度を調査していくのです。

その結果に基づき、新しいフィルムに買い換える、複製をつくるなどの対策を実施する必要があります。場合によっては廃棄の決断をしなければいけないフィルムもあるでしょう。マイクロフィルムの保存対策には、センターとして何を優先するのかという、センターそのもののあり方の議論が欠かせません。

(上田 公一 情報学環・学際情報学府図書係長)

セ ン タ ー 情 報

■社会情報研究資料センター長

平成27年度 石 崎 雅 人(情報学環)

■社会情報研究資料センター運営委員会委員

平成27年度の委員の方々です。

丹 羽 美 之 (委員長 情報学環)

聖 哲 (情報学環) 板倉 影浦 峡 (情報学環) 馬 場 章 (情報学環) 石川 徹 (情報学環) 河 井 大 介 (情報学環)

酒 井 麻千子 (情報学環)

■再開室について

図書館団地耐震改修工事(第 I 期)に伴い、社会情報研究資料センターは、平成26年9月1日~平成27年6月30日まで、閉室していましたが、7月1日に再開室いたしました。



■マイクロフィルムの中性紙舟箱への移し替え

マイクロフィルムキャビネット 40 台に収納されていた、およそ、27,000 本のマイクロフィルムを、3,000 箱ほどの中性紙舟箱に移し替えました。(表紙写真参照)

■ ILL の開始について

遠隔者に対する複写サービスを平成27年11月より開始しました。

■デジタルフィルムスキャナーの導入

マイクロ資料の閲覧・複写用にデジタルフィルムスキャナー(コニカミノルタ SL1000)を導入しました。

東京大学大学院情報学環 社会情報研究資料センターニュース 第 26 号 発 行 日 2016. 3. 25 発行

編集・発行 東京大学大学院情報学環

東京都文京区本郷 7-3-1 TEL 5841-5905

印 刷 株式会社 創志企画

東京都新宿区山吹町 81番地 TEL 3267-5503

E-mail tosyo@iii.u-tokyo.ac.jp

ホームページ http://www.center.iii.u-tokyo.ac.jp